ロ　市町村　平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第百二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十七年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法、平成二十九年地方税法等改正法、平成三十年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和二年法律第二十六号及び令和二年法律第五号並びに震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和二年所得税法等改正法及び新型コロナウイルス感染症特例法の施行による次に定める収入の項目に係る減収見込額の合算額

(1)　個人事業税　次の算式によって算定した額

算式

Ａ×0.05＋Ｂ×（0.05－Ｃ）＋Ｄ×0.04＋Ｅ×（0.04－Ｆ）＋Ｇ×0.03＋Ｈ×（0.03－Ｉ）＋Ｊ×0.0375＋Ｋ×（0.05－Ｌ）＋Ｍ×0.03＋Ｎ×（0.04－Ｏ）＋Ｐ×0.0225＋Ｑ×（0.03－Ｒ）

算式の符号

Ａ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第８項に規定する第一種事業及び同条第10項に規定する第三種事業（同項第５号及び第７号に規定する事業を除く。）に係るもの（平成31年４月１日以降に福島県及び東日本大震災復興特別区域法第２条第３項第２号イに規定する地域を含む市町村の区域（以下「福島県等の区域」という。）以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）

Ｂ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第８項に規定する第一種事業及び同条第10項に規定する第三種事業（同項第５号及び第７号に規定する事業を除く。）に係るもの（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）

Ｃ　当該道県がＢに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.05を超えるときは、0.05とする。

Ｄ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第９項に規定する第二種事業に係るもの（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）

Ｅ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第９項に規定する第二種事業に係るもの（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）

Ｆ　当該道県がＥに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.04を超えるときは、0.04とする。

Ｇ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第10項に規定する第三種事業（同項第５号及び第７号に規定する事業に限る。）に係るもの（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）

Ｈ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第10項に規定する第三種事業（同項第５号及び第７号に規定する事業に限る。）に係るもの（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）

Ｉ　当該道県がＨに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.03を超えるときは、0.03とする。

Ｊ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第８項に規定する第一種事業及び同条第10項に規定する第三種事業（同項第５号及び第７号に規定する事業を除く。）に係るもの（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｋ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第８項に規定する第一種事業及び同条第10項に規定する第三種事業（同項第５号及び第７号に規定する事業を除く。）に係るもの（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｌ　当該道県がＫに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.05を超えるときは、0.05とし、当該率が0.0125に満たないときは、0.0125とする。

Ｍ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第９項に規定する第二種事業に係るもの（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｎ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第９項に規定する第二種事業に係るもの（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｏ　当該道県がＮに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.04を超えるときは、0.04とし、当該率が0.01に満たないときは、0.01とする。

Ｐ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第10項に規定する第三種事業（同項第５号及び第７号に規定する事業に限る。）に係るもの（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｑ　復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法第72条の２第10項に規定する第三種事業（同項第５号及び第７号に規定する事業に限る。）に係るもの（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｒ　当該道県がＱに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.03を超えるときは、0.03とし、当該率が0.0075に満たないときは、0.0075とする。

(2)　法人の市町村民税に係る減収見込額

(3)　法人の市町村民税に係る減収見込額

(4)　固定資産税に係る減収見込額

(5)　軽自動車税に係る減収見込額

(6)　都市計画税に係る減収見込額

(7)　法人事業税交付金に係る減収見込額

(8)　環境性能割交付金に係る減収見込額

六十二　次に掲げる地方団体の区分に応じ、それぞれ次に定める方法によって算定した東日本大震災復興特別区域法第四十三条の規定（福島復興再生特別措置法第七十五条又は第七十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は福島復興再生特別措置法第二十六条若しくは第三十八条の規定（以下この号において「復興特別区域法等の規定」という。）による減収見込額として総務大臣が調査した額

イ　道県　(1)から(4)までの規定によって算定した額の合算額